

第5章 地域生活支援事業に関する 見込み量及び方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立して生活できるよう、地域の特性や障がいの特性等にあわせて実施する事業です。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人に対する理解を促進するために研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共に暮らすことができる社会の実現を図るものです。

■理解促進研修・啓発事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
ヘルプカード*の作成・配付等を実施しています。 広報やパンフレット、各活動行事等を通じ、障がいのある人への理解促進を図ります。		総合支援協議会等で障がいのある人に対する理解促進について、効果的な事業を協議します。 アンケートによると、就労にあたっての職場の理解促進が求められているため、企業等への普及・啓発について検討します。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
ヘルプカード	配布人数	209	266	320	376	432	488



(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共に暮らすことができる社会の実現を図るものです。

■自発的活動支援事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
障がい者スポーツの体験事業を実施しています。 障がいのある人の当事者団体やその他のボランティアについても活動支援を行います。		総合支援協議会等で障がいのある人に対する理解促進について、効果的な事業を協議します。 地域活動支援センター「ほっと」を拠点に、地域における障がいのある人の仲間づくり事業や余暇活動を推進します。また、ボランティアなどの市民活動と連携した支援を行います。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

【相談支援事業の種類】

種類	サービス概要
一般相談	障がいのある人が抱える問題について、本人、保護者、介護する方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものです。常滑市社会福祉協議会に委託し、全障がいに対応した相談を実施しています。
基幹相談支援センター設置	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、生活や就職、障害福祉サービスの利用に関してなど、障がいのある人の日常生活での各種相談について、情報提供や助言、関係機関の紹介等の支援を行うものです。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力（精神保健福祉士、保健師等）を有する専門的職員を配置し、相談機能の強化を図るものです。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援するものです。

■相談支援事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
相談支援事業の利用は、一般相談で件数が大きく増加しています。近年の利用の伸びを踏まえて、見込み量を算出しています。		一般相談については、引き続き常滑市社会福祉協議会に委託して事業を実施します。 基幹相談支援センターの設置、住宅入居等支援事業については、総合支援協議会等で事業の実施について検討します。基幹相談支援センターの設置については、近隣自治体との協議を含め、検討します。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
一般相談	延べ 件数	1,947	3,799	4,179	4,388	4,607	5,068
	実施箇 所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター設置	実施の 有無	無	無	無	検討	検討	検討
基幹相談支援 センター等機能 強化事業	実施の 有無	無	無	無	検討	検討	検討
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、「特定非営利活動法人知多地域成年後見センター」(以下『成年後見センター』という。)に委託し、①成年後見制度^{*}に関する利用相談及び情報提供②後見開始の審判申立及び審判の取消、申立の手続き支援③市長からの審判申立に必要な調査及び書類準備④成年後見人等の事務を実施しています。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を知多半島内5市5町が成年後見センターに委託して策定を目指します。

■成年後見制度利用支援事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
成年後見センターに委託して実施しています。		成年後見制度利用支援事業については、引き続き成年後見センターに委託して実施します。また、引き続き判断能力が不十分な人等を支援できるよう、事業の内容について障がいのある人やその家族等に周知を図ります。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
成年後見制度 利用支援事業	後見人等 受任者数	12	15	19	21	23	25

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

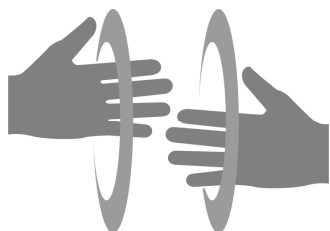
■成年後見制度法人後見支援事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
成年後見センターに委託して実施しています。今後も引き続き事業を実施します。		成年後見センターと引き続き連携し、法人後見実施のための研修などを行います。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

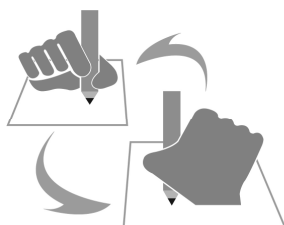
(6) 意思疎通支援事業

【意思疎通支援事業の種類】

種類	サービス概要
手話通訳者設置事業	手話通訳者を福祉課窓口配置し、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人の各種手続き等の利便性の向上を図るものです。
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人が、公共機関や医療機関、会議や催事等において、円滑な社会参加及びコミュニケーションを実施できるよう、手話通訳者を派遣するものです。
要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人が、会議や催事等において、円滑な社会参加及びコミュニケーションを実施できるよう、話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出したりする要約筆記者を派遣するものです。



手話マーク



筆談マーク

■意思疎通支援事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
<p>意思疎通支援事業の各事業の利用状況は、横ばい及び減少の傾向にあります。</p> <p>近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。</p>		<p>手話通訳者設置事業については、引き続き「知多地区聴覚障害者支援センターいるかの家」に事業を委託して実施します。</p> <p>各事業について市民に周知し、講座等への参加を働きかけ人材の確保・育成に努めます。</p>					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
手話通訳者設置事業	延べ回数	24	27	30	33	36	39
	実設置者数	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	延べ回数	35	30	32	33	34	35
要約筆記者派遣事業	延べ回数	2	0	0	1	2	3

(7) 日常生活用具給付事業

障がいのある人や障がいのある児童の日常生活の便宜を図るため、用具の給付を行うものです。

■日常生活用具給付事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
日常生活用具給付事業は、排せつ管理支援用具の利用が特に多くなっています。 近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		障がいのある人が安定して日常生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの特性に合った用具の購入を助成します。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
介護・訓練 支援用具	延べ 件数	2	2	3	4	5	7
自立生活 支援用具	延べ 件数	12	8	7	8	10	12
居宅療養等 支援用具	延べ 件数	8	9	10	12	14	15
情報・意思疎通 支援用具	延べ 件数	5	2	5	6	7	11
排せつ管理 支援用具	延べ 件数	493	534	587	593	599	605
住宅改修	延べ 件数	1	1	2	2	2	4
合計	延べ 件数	521	556	614	625	637	654

(8) 手話奉仕員養成研修事業

社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成研修を実施しています。

■手話奉仕員養成研修事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		障がいのある人の意思疎通について支援できるよう、研修を引き続き実施します。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
手話奉仕員 養成研修事業 (入門編)	修了者数	7	7	6	8	9	10
手話奉仕員 養成研修事業 (基礎編)	修了者数	9	5	6	8	9	10

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な方に外出支援を行うものです。

【移動支援事業の種類】

種類	サービス概要
個別支援型	個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援を行うものです。 市内事業所：社会福祉協議会、あかり
グループ支援型	屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援を行うものです。 市内事業所：社会福祉協議会、あかり
個別・グループ支援型	個別、グループ支援を合わせて行うものです。 市内事業所：社会福祉協議会、あかり
車両移送型	平成19年度より常滑市社会福祉協議会が自動車での送迎を月1回(短期入所利用者は月2回)無料で実施しています。

■移動支援事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
移動支援事業は、特に個別支援型の利用が多くなっています。見込み量については、「移動支援事業」としてまとめて、近年の利用実績を踏まえ、算出しています。		今後も事業所等と連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
移動支援事業	利用人数	67	67	68	70	72	74
	利用時間数	3,657	3,784	3,914	4,031	4,152	4,277

(10) 地域活動支援センター事業

【地域活動支援センター事業の種類】

種類		サービス概要
基礎的事業		障がいのある人の地域生活支援の促進を図るため、仲間同士の交流、創作的活動、生活のための訓練などを行うものです。
機能強化事業	I型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものです。
	II型	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等を行うものです。
	III型	地域の障がいのある人のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を行うものです。（実績を5年以上有している） 自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することが可能です。

■地域活動支援センター事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
市内の地域活動支援センター「ほっと」及び武豊町の地域活動支援センター「ひろばわっぱる」で基礎的事業と、機能強化事業(Ⅱ型)を実施しています。利用人数は大きく増加しています。		地域活動支援センター「ほっと」及び地域活動支援センター「ひろばわっぱる」で引き続き事業を実施します。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
地域活動支援 センター事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	延べ 人数	2,248	3,156	3,844	3,982	4,120	4,258

2 任意事業

任意事業は、市町村の判断で実施することができる事業です。本市では以下の事業を実施します。

【任意事業の種類】

種類		サービス概要
訪問入浴サービス事業		重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により自宅での入浴サービスを提供するものです。
更生訓練費給付事業		社会復帰の促進を図ることを目的に、就労移行支援事業等を利用している方に更生訓練費を支給するものです。
知的障害者職親委託制度		知的障がい者を事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図るものです。
日中一時支援事業		日中、障がいのある人や障がいのある児童に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うものです。 市内事業所：社会福祉協議会
生活サポート事業		介護給付支給決定の対象者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある方に対し、ヘルパーを派遣し必要な支援を行うものです。
居室確保支援事業		在宅での生活が困難となった障がい者へ緊急一時的に宿泊施設を提供するものです。
社会参加促進事業	自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳の交付を受けた人が、自動車運転免許を取得する場合に取得に要する経費の3分の2以内の額（10万円を限度とする）を助成するものです。
	自動車改造助成事業	身体障害者手帳の交付を受けた人が、自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する場合について、改造に要する経費として、1件あたり10万円を限度として助成するものです。
	福祉タクシー料金助成事業	タクシー料金の基本料金を助成する利用券を、年間36回分を交付するものです。

■任意事業

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
各事業について、近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		各事業のニーズを踏まえ、引き続きサービスの提供体制の確保や、各事業の周知を努めます。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第5期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
訪問入浴サービス事業	延べ回数	309	317	416	480	495	510
更生訓練費給付事業	延べ人数	93	83	83	84	90	96
知的障害者職親委託制度	延べ人数	2	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	延べ回数	2,176	2,254	2,394	2,514	2,640	2,772
生活サポート事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0
居室確保支援事業	延べ回数			5	10	12	15
社会参加促進事業							
自動車運転免許取得助成事業	件数	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業	件数	4	5	4	5	5	5
福祉タクシー料金助成事業	延べ件数	1,520	2,180	2,466	2,787	3,149	3,558